TOPIC

ガバナンス・コンプライアンス体制強化への取り組み

当社元役員等による贈賄事件（以下、「本件」といいます。）に関連したガバナンス・コンプライアンス体制強化への取り組み状況を報告いたします。

ガバナンス検証・改革委員会の設置

当社は、本件を受けまして、2022年9月5日付で当社と利害関係を有しない外部の専門家2名および当社社外取締役1名から構成される「ガバナンス検証・改革委員会」を設置し、本件に関する事実関係の確認・検証、本件を生じさせた当社のガバナンス、内部統制を含めた原因の究明など、今後の再発防止策の提言に向けた調査・検討を開始しました。また、代表取締役社長の指揮の下、2022年9月21日には本件の速やかな原因究明と企業としてあるべき適切な対応方針・施策を実施する目的で「ガバナンス対策本部」を設置しております。

ガバナンス検証・改革委員会からの提言に先立ち実施した再発防止策

再発防止策	実施内容
●新規お取引先様との取引に係るコンプライアンス上のリスク評価を実施する仕組みの見直し	新規お取引先様のリスク評価プロセスを変更
●上記リスク評価が適切かつ継続的に実施されているかどうかについての内部監査のさらなる強化	上記リスク評価を監査室が実施する監査の評価対象とする運用に変更
●当社グループ取締役をはじめとした役職員に対するコンプライアンス上の研修プログラムの再整備	当社グループ全取締役および役職員へのコンプライアンス研修を実施
●当社グループ取締役をはじめとした役職員に対する内部通報制度の再度の周知徹底と必要に応じた見直しの実施	内部通報に係る対応プロセスを変更
●当社社外取締役や監査役へのリスク情報の速やかな報告および定期的な情報共有の体制構築と徹底	当社グループ会社間取引、リスクが高い取引、レピュテーションリスクなどに関して社外取締役や監査役が再評価する体制を構築
●ガバナンス、リスクマネジメント体制強化に向けた組織の見直しと運用	2022年11月11日付で「コンプライアンス室」を新設

「ガバナンス検証・改革委員会調査報告書」の受領と対応

「ガバナンス検証・改革委員会」において本件に関する調査・検証が進められた結果、2023年3月28日に本委員会より当社に対し調査報告書が提出されました。調査報告においては再発防止策として「取締役会、社外取締役による監督の強化」「指名・報酬委員会の権限強化」「本件を受けての新たなガバナンス体制の強化」「内部統制、コンプライアンス体制の強化」などの提言が行われ、当社としましては現在、提言を踏まえた再発防止策に真摯に取り組んでおります。また、改めて再発防止策等の全体像を検討し、必要に応じて追加の取り組みを実施してまいります。今般、本委員会からの指摘、提言を真摯に受け止め、経営陣一同が強い決意をもって再発防止の先頭に立ち、皆様からの信頼回復と、新しいAOKIグループの創生に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

調査報告書の提言を受けての対応

改めて具体的な課題を洗い出し、部門ごとに期限・担当者を明確にしたうえで、社長直轄のプロジェクトでモニタリングを行い、着実に課題の解決に向けて実行しております。

主な提言	実施内容および今後の対応
取締役会、社外取締役による監督の強化	●社外取締役の活用（取締役会における社外取締役の比率の増加、社外取締役の独立性の確保、社外取締役に対するサポート体制の構築） ●取締役会による監督機能の強化（監査等委員会設置会社への移行） ●取締役会における審議事項の見直し
指名・報酬委員会の権限強化	●指名・報酬委員会の地位・権限・各運営について ●指名・報酬委員会における審議内容の記録化・保管について ●指名・報酬委員会の実効性評価
本件を受けての新たなガバナンス体制の強化	●グループ会社の関係性の整理（グループ会社の役割分担・経営戦略を決定する仕組みの構築、事業子会社に対するモニタリング）
内部統制・コンプライアンス体制の強化	●稟議・決裁プロセスの適切な運用と関連規定の整備 ●経営会議における審議プロセスの見直しおよび情報共有の仕組みの構築 ●監査室、コンプライアンス室などによる牽制機能の強化 ●内部監査による牽制機能の強化 ●行動規範の再定義・再周知

ガバナンス検証・改革委員会調査報告書
WEB https://ir.aoki-hd.co.jp/ja/news/news/houkoku_20230328/main/0/link/houkoku20230328.pdf

監査等委員会設置会社への移行について

当社は、2023年6月29日開催の第47回定時株主総会の承認を受け、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

移行の目的

(1)経営の透明性の向上

監査等委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性および妥当性の監査・監督を担うことでコーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

(2)意思決定の迅速化
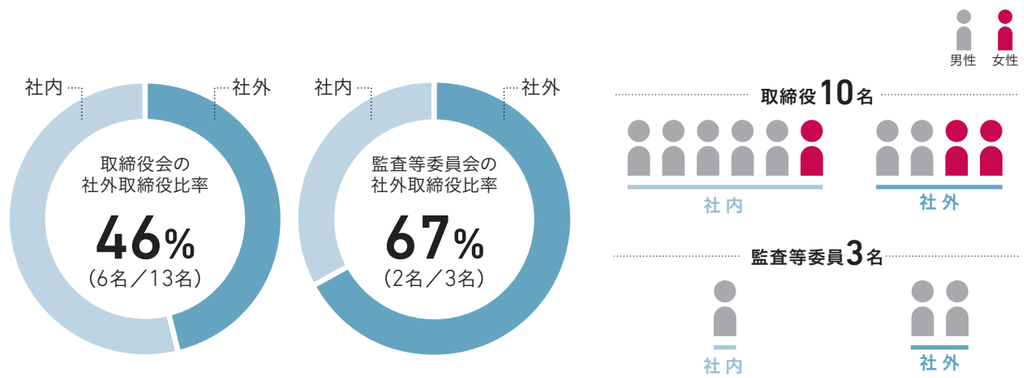
取締役会の業務執行の決定権限を取締役に委任し、経営の意思決定および執行の迅速化を図ります。